

報告第 2 1 号

専決処分の報告について

交通事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件第 4 の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 1 9 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

専決第15号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件第4の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年6月5日

長野市長 荻原健司

交通事故による損害賠償額について

- 1 損害賠償額 金85,228円
- 2 相手方